

瀬戸内高速道路 利用協同組合

MONTHLY SETOUCHI

令和5年4月3日0時から
管内11料金所が
ETC専用料金所
に変わります。



2023年3月17日発行

大口・多頻度割引の割引率について 令和6年3月迄

マンスリー12月号にも、掲載致しました大口・多頻度割引の割引率の延長(令和6年3月末)について、NEXCO 西日本より書面が届きましたので掲載いたします。割引率についても、**現行のまま延長**されます。

令和5年2月14日

お客さま各位

西日本高速道路株式会社

令和5年4月1日からの大口・多頻度割引の割引率について

平素より、ETCコーポレートカードをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。大口・多頻度割引の車両単位割引の10%拡充措置については、令和5年3月末までの予定で実施しておりましたが、今般、国土交通省より当該措置を令和6年3月末まで延長する旨の方針が示されたことから、下記のとおり延長いたしますので、お知らせいたします。

記

車両単位割引率(高速国道・一般有料道路ともに)

自動車1台ごとの1ヶ月の高速国道等のご利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10% (20%)
1万円を超え、3万円までの部分	20% (30%)
3万円を超える部分	30% (40%)

※(内)は、ETC2.0を使用する事業用車両⁽¹⁾に限り適用される割引率です。
(令和6年3月末まで)

(注) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条に定める自動車検査証において道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第35条の3第1項第13号について事業用と区別、又は道路運送車両法施行規則第63条の2に定める軽自動車届出済証において事業用と区別されているETC2.0搭載車両。

ETC専用料金所 2023年4月3日(月)～

2023年4月3日(月)
E28 神戸淡路鳴門自動車道
東浦ICはETC専用となります

ETC専用料金所では、ETC車での利用をお願いします

ETC専用料金所とは
(ETC車での利用をお願いします)
●ETC車専用。ETCカードを挿入してご利用ください。
●ETCが扱えない種類の車両(ETC車種登録されていない車両やETCカード挿入の制限がある車両)は利用できません。
(ETC専用料金所のレーンについて)
●ETC専用レーンから、ETC2.0専用レーンに変わります。

4月3日(月)より、NEXCO 西日本管内では、11か所、神戸淡路鳴門自動車道でも1か所、ETC専用料金所に変わり、名称も「一般」レーンが「サポート」レーンと変わります。

ETCカードの年間手数料について

4月1日時点で組合員様が保有されます ETC カードには、**年間手数料**が必要となります。現在お手元にある ETC カードでご利用の無い不要なカードは、**3月31日**までに当組合へ到着しますよう、ご返却をお願いいたします。

C: ¥629/枚

M: ¥550/枚



高さ違反道路損傷 / 料金所付近は後車バック禁止

許せない!! 高さ違反による道路損傷

1 首部高には高さ制限があります
2 高さ違反は重大事故につながります
3 制限値を超える特殊な車両の通行には許可証等が必要です

料金所付近は降車禁止 バック禁止

ETCカード挿入忘れなどで料金所でお支払いいただけず通過した場合は、そのままご通行し、後ほど安全な場所から以下までご連絡ください。

阪神高速お客さまセンター
06-6576-1484

料金所付近も高速道路です。車から降りて歩くこと、バックすることは、後続車との事故の可能性が非常に高い危険です。

危険!!
降りない バックしない 停車しない

事故防止の観点からスタッフがお客さまのところまで行けないことがあります。そのままご通行し、後ほど安全な場所からお客さまセンターまでご連絡ください。安全・安心・快適にご通行いただくため、ご協力いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ
阪神高速ドライバーズサイト
阪神高速お客さまセンター
06-6576-1484 (24時間 年中無休)

労基情報～労働基準法等の届出や申請は電子申請をご利用ください!!～



36協定や就業規則などの届出や許認可の申請、労働保険の手続きについては、労働基準監督署の窓口にお越しいただくことなく、「e-Gov(イーガブ)」から、電子申請を利用することができます。

☆令和3年4月から電子申請がより簡単になっています。

- ① e-Gov からアカウントを登録
- ② フォーマットに必要な事項を入力

の2ステップで届出・申請が可能です。
☆これまでは、全ての事業場について1つの過半数労働組合と36協定を締結している場合のみ、本社一括届出が可能でしたが、事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、電子申請に限り36協定の本社一括届出が可能です。

便利な電子申請をぜひご利用ください!

詳しくはこちら(厚生労働省 HP)

お問い合わせは
最寄りの労働基準監督署まで



【雑感】マイレージカードの有効期限更新につき、カードの交換・旧カードをご返却いただき、大変ありがとうございます。移転して1年になりますが、返却カードをお持ちくださる組合員様が、「倉敷市中島249-13」へ移転後初訪問ですとお声掛けいただく事もあり、爽やかな雰囲気を感じております。春の陽気を感じながら、桜もちらほら、咲き始めるいい季節になりますね。